

2022-5-27 第1回母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会

○市川課長補佐 定刻となりましたので、ただいまより、第1回「母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会」を開催いたします。

構成員の皆様方におかれましては、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

座長選出までの間、議事進行役を務めさせていただきます、母子保健課の市川でございます。よろしくお願いいたします。

まず、構成員の皆様のお名前を五十音順に紹介させていただきます。

まず、安宅満美子構成員です。

次に、石田淳子構成員です。

伊藤早苗構成員です。

岡明構成員です。

小林徹構成員です。

末松則子構成員です。

鈴木俊治構成員です。

永光信一郎構成員です。

中山まき子構成員です。

濱田圭子構成員です。

三浦清徳構成員です。

三平元構成員です。

森田圭子構成員です。

山縣然太郎構成員です。

山本秀樹構成員です。

渡辺弘司構成員です。

安宅構成員、森田構成員より御欠席の連絡をいただいております。

また、本日は、参考人といたしまして、中島正夫参考人においていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、オンラインによる開催とさせていただきます。

まず初めに、発言の仕方などを説明させていただきます。御発言の際には「手を挙げる」ボタンをクリックして、座長の指名を受けてからマイクのミュートを解除し、発言するようお願いいたします。なお、「手を挙げる」ボタンがない場合には、画面に向かって挙手をお願いいたします。発言終了後は「手を挙げる」ボタンをオフにするとともに、再度マイクをミュートにするようお願いいたします。また、座長から議題などに賛成かどうか、異議がないか等を確認することがあった際には、賛成の場合には「反応」ボタンをクリッ

クした上で「賛成」ボタンをクリックするか、またはカメラに向かってうなずいていただくことで異議なしの旨の確認をさせていただきます。

それでは、初めに、会の開催に当たりまして、子ども家庭局長の橋本より御挨拶申し上げます。

○橋本局長 厚生労働省の子ども家庭局長の橋本でございます。

構成員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中にもかかわらず、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、母子健康手帳は、母と子にとっての妊娠・出産、そして育児期の一貫した健康記録であり、この記録を参考として保健指導や乳幼児健康診査が行われるなど、母子保健施策を進めていく上で大変重要な意義があります。このため、母子健康手帳の様式については、社会情勢の変化や保健・医療や福祉の様々な制度の変化等に伴って改正を行ってきております。

また、デジタル化が進む中で、平成30年度に「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会」を開催しまして、電子化すべき情報等について中間報告書を取りまとめて、令和2年度からはマイナポータルを通じて本人が閲覧できる仕組みとしたところでございます。

この検討会におきましては、近年の母子保健行政の制度改正や、昨年度の「母子健康手帳等に関する意見を聴く会」で寄せられた様々な御意見を踏まえて、今後の母子健康手帳や母子保健情報の在り方について御議論いただきたいと思いますと考えております。

まず最初に、検討の前半では、母子健康手帳の歴史や最近の動向を踏まえて、母子健康手帳の見直し方針について夏頃を目途に御議論いただいて、そして後半では、電子化すべき母子保健情報について年度内にまずは御議論いただきたいと思いますと考えております。

皆様方から忌憚のない御意見を賜れればと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○市川課長補佐 続きまして、今回は第1回ということでございますので、本検討会の座長についてお諮りしたいと思います。参考資料1にございますが、開催要綱におきまして、座長は構成員の互選により選出されるとされております。事務局からは、岡構成員に座長をお願いしたいと考えておりますが、皆様、いかがでしょうか。

(委員首肯)

○市川課長補佐 ありがとうございます。

皆様方に御賛同いただきましたので、岡構成員に座長をお願いいたしたいと思っております。岡構成員におかれましては、座長として以後の議事運営をお願いいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、冒頭のカメラ撮りはここまでとさせていただきます。

(カメラ撮り終了)

○岡座長 それでは、よろしくお願いします。ただいま御指名をいただきました岡でござ

います。私も不勉強でございますので、構成員の皆様方のお力添えをいただいて、ぜひこの大事な会議が有意義になるように努めさせていただきたいと思います。10年に1回の改正ですので、本当にいろいろな御意見を頂戴できればと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、議事に入らせていただきます。議題2でございます。「母子健康手帳、母子保健情報等について」に移りたいと思います。まず、事務局から資料の御説明をお願いいたします。

○市川課長補佐 事務局でございます。

まず、資料1「母子健康手帳、母子保健情報等に関する資料」を御覧ください。

次のページ、お願いします。まず、母子保健法の概要の中の母子健康手帳の位置づけでございます。第16条に、市町村は、妊娠の届出をした者に母子健康手帳を交付しなければならないと記載されております。

次のページ、お願いします。母子健康手帳の概要になりますけれども、市町村が、妊娠の届出をした者に対して交付するものであり、妊娠、出産及び育児に関する一貫した健康記録であるとともに、乳幼児の保護者に対する育児に関する指導書という位置づけになっております。

沿革としましては、簡単に御説明させていただきますけれども、昭和17年に妊産婦手帳として発行され、名前を変えた上で、現在は、平成4年に都道府県から市町村へ母子保健事業が移った段階で、手帳の後半部分が任意記載様式の事項になっている。このような形態を今、引き継いでおられるという状態です。

次のページ、お願いします。母子健康手帳に関する関係法規になりますが、下のほうを見ていただければと思いますけれども、様式3号に定める面を省令様式と呼びまして、後半の部分のところは任意様式という形で分類されております。任意様式に関しては、市町村がある程度自由にやっていた分です。左側の省令様式というところが今回の主な見直しの論点になると考えております。これは、今まで、後になりますけれども、10年に1回程度見直しを行ってまいりました。

次のページ、お願いいたします。参考になりますけれども、母子健康手帳の主な改正の経緯としましては、昭和51年から大体10年に一度、改正してまいりました。この改正のめどというのは、身長体重曲線の見直しに合わせて行っていたというところになります。

直近の平成23年度母子健康手帳の検討会について御説明させていただきます。これにつきましては、平成22年乳幼児身体発育調査の、近年の社会的変化及び母子保健の変化等を踏まえて、「母子健康手帳に関する検討会」を開催し、平成23年11月に報告書をまとめ、その後、省令様式事項、また任意記載事項の様式改正を行いました。

報告書の主な内容としては、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進の重要性に鑑み、母子健康手帳の名称は変更しない。

省令様式の分量が増加する中、任意様式の簡略化を行うが、最低限に必要な知識は引き

続き情報提供する。

妊産婦の意識の変化、妊婦健康診査の充実等を受け、妊娠経過の記載欄を拡充、自由に記入できる欄を増やす。

胆道閉鎖症等、生後1か月前後の児の便色の異常を呈する疾患の早期発見のため、便カラーカードを母子健康手帳と一体的に利用できるようにする。

また、平成22年乳幼児身体発育調査に基づき、乳幼児身体発育曲線及び幼児身長体重曲線を改正する。

また、予防接種記載項目について、定期接種の記載欄を一連の様式とし、任意記載欄を増やすなどの充実を図る。

母子健康手帳以外の情報提供の在り方、健康診査等のデータ管理や活用等の課題について、今後さらに検討するという形で取りまとめられております。

これらを踏まえまして、前回積み残した宿題事項と新しい課題について検討していただければなと思っております。

次のページ、お願いします。また、今回の検討会は、母子健康手帳だけではなく、母子保健情報等に関する検討会という形になっておりまして、母子保健情報等に関しては、電子化についても御議論いただければと思っております。ですので、後半は電子化について簡単に御説明させていただきます。

まず、2018年1月に「データヘルス改革推進本部」の下に、新たに「乳幼児期・学童期の健康情報」プロジェクトチームが設置され、乳幼児期、学童期を通じた健康情報の利活用等について検討を進めることになりました。これを受け、同年4月に子ども家庭局長の下に「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会」を設置し、乳幼児健診及び妊婦健診の健診情報の電子的記録様式の標準化及び電子化に関する検討を行いました。

この検討会は中間報告という形で取りまとまっておりまして、下のところに主な概要が載っておりますけれども、左に乳幼児健診・妊婦健診で把握される情報が全体にありますけれども、その中で最低限電子化すべき項目と、標準的な電子的記録様式というものがそのときに定められました。最低限電子化すべき情報というのは、全ての自治体において電子化しておき、さらにマイナポータル、マイナンバーの中で閲覧可能という状態になっているものになります。

8ページが具体的な項目になりますけれども、赤字の部分が最低限電子化すべき項目ということで、健診受診日、身長体重、診察の所見の判定、歯科受診の判定、精密検査の受診日といったところは最低限電子化すべき事項として、既に原則マイナポータル上に掲載して、妊婦の方々や乳幼児をお持ちのお母さん方が自分で閲覧できるような情報になっております。標準的な電子的記録様式というものは、現時点では自治体が独自でやっているもので、市町村が電子化することが望ましい情報となっております。例としては、新生児聴覚検査に関する情報や、風疹抗体価に関する情報などがあります。

次のページへ行っていただければと思います。9ページ、10ページに関しては、乳幼児

健診だけではなく、制度全体の電子化、データヘルス改革における工程表になっております。これは、御参考にしていただければと思います。

次のページ、お願いします。少し古い情報もありますが、自治体における母子保健ツールの導入状況になります。自治体全体の約42%において、特に子ども・子育て領域に特化したアプリを導入しているという実態があります。

12ページ、お願いします。ここのまとめにありますけれども、自身及び子どもの情報を入力・管理する機能や、住民へ通知する機能はほとんどのツールに実装されておりますが、申請機能や双方向のやり取りができる機能は1割程度にとどまっている。電子化でアプリを導入している中で、様々な機能があるのですが、その中で、このような双方向のやり取りなどができる機能を持っているものは1割程度にとどまるという結果になっております。

13枚目、次のページ、お願いします。自治体において、乳幼児健診等の母子保健情報などの程度電子化しているかというデータになります。これは、1741市区町村に聞いて、約半分、56.6%の回答をいただいたものになりますけれども、その中で、9割以上の自治体で、乳幼児健診における最低限電子化すべき情報の電子化はされておりました。標準的な記録様式項目の電子化は約5割でした。

次のページ、お願いします。また、これは母子保健課調査として聞いたものですが、自治体における母子保健情報の連携等の実施状況についてです。これにつきましては、1741市区町村に聞いたところ、母子保健情報の情報連携等の実施状況として、自治体間におけるマイナンバーを用いた乳幼児健診等の情報連携を活用している自治体は45.3%でした。また、マイナポータルを通じて乳幼児健診等の健診情報を住民に提供している自治体は42.5%という状況です。

次のページ、お願いします。こちらは、また話題が変わりますが、今回の検討会の前に、令和3年度に「母子健康手帳等に関する意見を聴く会」というものを開催しております。この会は、母子健康手帳に関するユーザーサイドの意見を聴くことを趣旨としております。父親や家族、地域との関わりを踏まえた母子健康手帳の名称であるとか、今後の妊産婦健診や乳幼児健診、母子保健の目指す方向性について、利用者である当事者の方や、当事者を支援する支援者の立場からのヒアリングを実施し、今後の検討についての意見をまとめております。今回の参考資料にもありますので、御参考にしてください。

その中で取りまとめた論点についてですが、母子健康手帳の名称について、母子健康手帳の電子化について、母子健康手帳の内容について、多様性への対応について、また乳幼児健診、妊産婦健診等の在り方について意見をまとめております。これらの意見も踏まえまして、今回の検討会の中で御議論いただければと思っております。

次のページ、お願いします。参考までに、多様性の対応について、現時点で母子保健課が作成しているものの紹介になります。健やか親子21のウェブサイトの中に、参考資料として、多胎児や低体重児、外国人家族等への支援に参考いただけるものとして資料を掲載

しております。多胎児支援のポイントであるとか、低出生体重児保健指導マニュアル、多言語版の母子健康手帳等の資料を掲載しておりますので、これらの資料の活用なども御議論いただければと思っております。

次のページ、お願いします。これらが具体的なマニュアルであるとかポイントになっております。

次のページ、お願いします。これは、多言語の母子健康手帳のリーフレットのひな型になります。

次のページ、お願いします。最後に、10年に一度のめどでやっておりました乳幼児身体発育曲線、幼児身長体重曲線の改訂についてですけれども、3ポツ目にありますけれども、本来であれば令和2年に調査を行う予定でしたけれども、新型コロナウイルス感染症拡大において、身長や体重等を計測するという調査が実施困難ということで、見送っている状況です。今後、長期的な感染状況もありますので、調査自体の見直しを現状やりつつ、令和5年度に実施できるよう、準備を進めているところです。

母子健康手帳の省令様式の改正に当たっては、調査結果に基づく乳幼児身体発育曲線及び幼児身長体重曲線が作成された時点で、必要となる検討を行う予定です。

事務局からは以上になります。

○岡座長 ありがとうございました。

ただいまの事務局からの御説明について、この時点で何か御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。また、後でまとめて御意見頂戴できればと思います。

そうしましたら、続きまして、本日御出席いただいております中島参考人より、母子手帳の歴史についてということで御説明をお願いいたします。

○中島参考人 お願いいたします。中島と申します。私、ベースは小児科医ですが、かつて厚生省に在籍したことがあり、1991年当時の母子衛生課で課長補佐として母子健康手帳の改正を担当させていただきました。その際、制度の創設や改正の企画・立案を担当された先輩方の政策意図などを知りたいと考え、16年ほど後に大学に移ってから文献調査を行いました。本日は、手帳制度の歴史を中心にお話し申し上げます。時間の関係で、早口で概要だけになりますが、よろしくお願いいたします。

次、お願いします。第2次世界大戦前の我が国の国民衛生の状態は、欧米諸国と比較すると大きな隔たりがあり、平均寿命で10年以上短い状況でしたが、その主な原因は、結核による死亡と乳児死亡が多いことでした。また、生活物資の不足等は、母性や乳幼児の健康に大きな影響を及ぼすようになりました。一方、38年、39年に出生数が減少しました。

次、お願いします。そのような中で、37年に勃発した日華事変が長期化したことに伴って、41年1月、人口政策確立要綱が閣議決定され、富国強兵、人口増強、いわゆる「産めよ増やせよ」が国策となり、母子保健の目標もここに重点が移っていきました。人口政策確立要綱では、出生増加策の一つとして、妊産婦と乳児等の保護制度の確立等が掲げられました。

40年に施行された国民体力法は、徴兵前の青少年層の体力培養と結核予防を主目的として制定されたものでしたが、42年、同法が改正され、乳幼児に対しても体力検査及び保健指導が行われることになりました。その際、利用されたのが乳幼児体力手帳です。また、妊産婦死亡、早産に起因する乳児死亡を減少させることが最も急務であるとされ、特に妊産婦の保健指導・保護の徹底が強く要望され、妊産婦手帳制度が創設されました。このように、手帳制度は、戦時下において母子保健対策と人口政策の観点から創設されたと考えられます。その後、母子手帳制度、そして母子健康手帳制度となり、今日に至っております。

次、お願いします。各手帳について、まず乳幼児体力手帳制度についてですが、概要は先ほどお話ししました。興味深いこととして、保健医療従事者に対して、保健指導については、全て懇切平明を旨とし、重要な事項は手帳に記入することが求められました。

次に、妊産婦手帳制度ですが、妊娠した者は、医師または助産婦による証明書を付して地方長官に、義務ですが、妊娠の届出をすることにより手帳が交付され、保健医療従事者が妊産婦の健診や保健指導の記録等を手帳に記載。当事者が携帯することにより、その後の保健指導等に役立てるという制度でした。この制度は、それまで医療従事者のみの所有物であった保健管理記録をサービスの受け手にも所持していただき、健康の自己管理を支援した点で、我が国の公衆衛生上、画期的な制度であったと評価されています。

当時、制度の企画・立案を担当された瀬木三雄先生が強調されていることは、世界初の妊婦の登録制であること。妊婦の早期受診と定期診察を促進すること。そして、保健医療従事者が記載した妊産婦の健診・保健指導などの記録を当事者が携帯することにより、その後の保健医療従事者の的確な支援に結びつけることなどです。

また、一定の健康情報が妊産婦の心得として提供されました。妊産婦の心得について、妊婦本人が幾ら注意しても、家族の理解と協力がなければ丈夫な赤ちゃんは生まれないという配慮から、家族にも読むことが求められました。なお、この制度が普及した背景には、妊産育児に必要な物資の配給手帳としての運用があり、そのことにより、戦後も中断されることなく継続されました。

次、お願いします。次に、母子手帳制度ですが、児童福祉法を根拠として戦後施行された制度で、妊産婦と乳幼児を対象としています。制度の運用は、基本、さきの手帳制度と同様ですが、健康情報として50年の改正で妊産婦の心得が修正・復活するとともに、育児の心得が新設されました。育児の心得の冒頭に「母親も父親も祖父母も、家族の人たちがみんな気を揃えて育てましょう」と記されています。

次、お願いします。そして、今に至る母子健康手帳制度です。65年に公布された母子保健法に基づき、翌年から施行された制度で、法の趣旨である、当事者の自発性を期待し、妊娠の届出は勧奨とされ、医師等の証明書は不要となった一方、当事者が記載する欄が様式上、明確に設けられるとともに、様々な健康育児情報が盛り込まれるようになりました。

次、お願いします。92年、母子保健法の改正により、手帳の交付義務が市町村に移譲さ

れたことを踏まえ、手帳の構成が改正され、記録部分は保健医療従事者の使いやすさに配慮し、全国統一として手帳の前半にまとめられ、情報部分は記載事項のみを省令で定め、内容については地域の実情に応じて工夫することができるよう、市町村の裁量に委ね、手帳の後半に配置されました。なお、手帳部分の記載例は通知で提示されています。その後、記録部分、情報部分、ともに内容は繰り返し改正されて今日に至っておりますが、手帳の基本的な構成は変わっていません。

次、お願いします。各手帳制度の行政上の意義について、私は縦軸のとおり、大きく5つにまとめられると考えましたが、そのうち現在の母子健康手帳制度は、母子保健サービスの受け手を把握すること、これは妊娠の届出などのことで、1つ飛んで、各種記録を当事者が携帯し、その後の保健医療従事者の的確な支援等に結びつけること。そして、当事者による妊産婦・乳幼児の健康管理を支援することであると考えます。

次、お願いします。まとめです。

母子健康手帳制度は、母性並びに乳幼児の健康の保持・増進を図ることを目的とする母子保健法に基づく施策で、ライフステージの中で、特に健康リスクが高い妊産期と乳幼児期にある者の健康の支援を意図している制度と考えます。

手帳制度は、当初、戦時下において義務として妊産婦を早期に医療に結びつけた上で、行政が把握するなど、主に父権的制度として制定されましたが、高度経済成長期となり、母子保健思想が向上するとともに、大部分の分娩が医療施設で行われるようになる中、妊娠の届出が勧奨とされ、また当事者による記録の記載が明確化、母子保健情報の提供が拡充されるなど、主に当事者の自発的な健康管理を期待する制度へと成熟していったと考えられます。

現在の母子健康手帳は、全国統一の記録部分と行政・保健育児情報などの情報部分で構成されています。記録部分は、支援者・当事者が記入することにより作成されます。当事者は、健康管理を当該記録や手帳を通じて提供される情報などを参考に行います。支援者は、支援を当事者が携帯する手帳の記録部分を基礎資料として行います。このため、いつでも、どこでも記入・参照することが必要です。制度のポイントとして、特に当事者自らが自身や子どもの健康状態などを手帳に記入することが、自身及び子どもの健康管理意識の向上につながると考えます。母子健康手帳制度は、これまで我が国が育んできた世界に誇る制度であり、今後も改善、さらに発展していくことが期待されます。よろしくお願いいたします。

以上です。御清聴ありがとうございました。

○岡座長 中島参考人、御説明ありがとうございました。

今いただいた御説明について、何か御質問等ございますでしょうか。母子手帳の歴史ということで、我が国の誇るべき制度の歴史を御説明いただいたわけですが、よろしいでしょうか。また後で何かありましたら、御意見いただくときにいただければと思います。

それでは、次に、事務局から資料２「母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討について」の御説明をお願いいたします。

○市川課長補佐 資料２を御覧ください。「母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討について」、現状と主な論点（案）を示しております。

まず、現状になります。繰り返しになるところもございますが、自治体においては、親子手帳という名称を併記するなどの工夫や、SNSも含めた電子的な母子保健ツールの導入も進んでおります。本人への情報提供や乳幼児健診等の予約などの機能が主となっているものもあります。また、健康記録・日記・メッセージについては、本人が記録しているというものになります。

母子健康手帳にも掲載される妊婦健診や乳幼児健診、予防接種情報等の母子保健情報については一部が電子化され、マイナポータルを通じて本人がスマートフォンで閲覧可能なほか、転居時の引き継ぎも可能となっているところです。この母子保健情報については、本人同意を前提に母子健康手帳アプリを提供する民間事業者が活用することも可能となっている状況です。

今後、学校健診や電子カルテ・介護情報等の情報も含めた閲覧可能とする仕組みの整備や、本人同意に基づく医療機関間での情報共有など、医療・介護分野での情報利活用も推進されているところです。

一方で、母子健康手帳に記録される情報の中には、医療従事者との共有を想定していない日記や両親から子どもに向けたメッセージなども含まれ、現時点で、マイナポータルに掲載される母子保健情報は限定的であります。また、乳幼児健診の統一的な問診票や産後ケアの実施状況など最近の母子保健行政の動向には対応できておりません。プッシュ型の支援等への活用を念頭に置いた項目にもなっておりません。

母子健康手帳の記載内容については、手帳交付事務が市町村に移譲された平成３年から、医学的記録及び保護者の記録については省令様式で定め、行政情報、保健育児情報等については省令で記載項目のみを定め、その具体的内容は市町村に委ねることとされております。これを任意様式と呼んでおります。

任意様式の作成例を示す母子保健課長通知については、頻回に改正が行われ、情報量が多過ぎることや適時の更新が課題となっております。一方、母子保健・子育てに係る情報については、母子健康手帳副読本や各市町村の子育て情報誌、民間雑誌やウェブサイト等でも情報提供がなされております。省令様式については、前回、10年前の検討会以降の産後ケアの法定化など、最近の母子保健制度の変化への対応を検討する必要があるのではないかと考えております。

令和３年度の「母子健康手帳等に関する意見を聴く会」において、利用者や支援者の立場からのヒアリングを実施し、今後の検討に向けての意見をまとめたところであります。

これらを受けまして、母子健康手帳の見直しに関する論点（案）を事務局から示させていただきます。

母子保健情報の電子化や自治体の電子的母子保健ツールの導入、任意様式の情報量等の現状を踏まえ、母子健康手帳の電子化、紙と電子の役割について、どう考えるか。

また、母子健康手帳の役割について、どのように考えるか。

多胎児、低出生体重児、障害のある子ども、外国人家庭等、多様性に配慮した情報提供や父親の育児を推進する方策について、どのように考えるか。

母子健康手帳に反映すべき近年の制度改正等の動きやエビデンスなどはあるかといったところが論点だと考えております。

その他、論点などありましたら御意見いただければと思っております。

また、今後のスケジュールになりますけれども、先ほど最初にも御説明させていただきましたが、まず夏頃をめどに母子健康手帳の見直しに関しての方針を取りまとめたいと思っております。

また、2番になりますが、電子化すべき乳幼児健診等の母子保健情報について、年度内に方向性を検討したいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○岡座長 ありがとうございます。

それでは、今、事務局から御説明がありました、この論点（案）につきまして、これから意見交換をさせていただければと思っております。今回は初回ですので、できるだけ幅広く各委員の視点や問題意識を共有させていただければと思っております。ぜひ積極的な御発言をお願いしたいと思いますけれども、御発言の際には「手を挙げる」ボタンを押していただき、御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。ぜひ貴重な御意見をいただければと思います。

渡辺構成員、お願いいたします。

○渡辺構成員 日本医師会の渡辺でございます。

1点教えていただきたいことと、1つは要望なのですけれども。教えていただきたいことは、先ほど資料1で述べられた自治体の電子化の問題です。回答率50%程度で9割が電子化されているということだから、逆の言い方をすると、実態はもっと低い可能性があるのではないか。要するに、この数字はバイアスがかかっているのではないか。もう一つは、自治体間のデータの共有化ということも50%前後だったと思いますけれども、逆に言うと、やっているところが回答されて、やっていないところが回答されていないという可能性は十分あり得るので、実態はさほど多くないのではないか。

と思ったときに、一番気になりますのは、こういうデータを電子化するときの自治体の規模といいますか、はっきり言うと財源を持っているような大きな自治体が推進しておられて、そうじゃないところとの格差がもし生じているのであれば、厚労省としては、これが自治体マターだというのは理解できるのですけれども、自治体間の格差が生じるというのは、基本的には母子に影響してくるわけです。厚労省としては、格差というのは変な言い方ですけれども、できるところとできないところの何らかの支援を考えておられるのか

どうかということをお聞きしたいのが1点です。

もう一つは、これはちょっと違う論点かもしれませんが、資料2のほうでちゃんと書いてあるのですけれども、産後ケアというのは必要じゃないかと思うのです。現時点での母子健康手帳、15ページに母親の精神状態に関する質問が1つあるのですけれども、これはこの1項目だけだと、母親はいつこれをチェックするのか。例えば、生まれた直後にチェックしたけれども、その後に症状が出た場合にもう一回書くかということ、書かないと思うのです。だから、母親の産後ケアに関しても、子どもの健診のような形式で、1か月、3か月とか、ある程度項目を切ったほうが、親がチェックして産婦人科の先生等に相談しやすいのではないかと思いますので、この辺りの構成を考えていただいたほうがよいと思います。

母子健康手帳というと、産むまでは妊婦さんをちゃんと見ているけれども、生まれた後は子どものことの管理をしているようです。しかし、しばらくは出産後の親の管理もして、初めて母子健康手帳と言えるのではないかなという気がいたしますので、その辺りを今後検討していただければありがたいかなと思います。

以上です。

○岡座長 ありがとうございます。

御質問と御意見ということで、この御質問のほうについては、厚労省のほう、いかがでしょうか。

○市川課長補佐 御質問ありがとうございます。

前半の資料1に関しての御質問については、山縣先生のほうでも、もし可能であれば補足していただければと思いますが、小さい自治体と大きい自治体で何か違いがあるのかということですが、こちらのデータですと見えてこないところではあります。別の、今回資料にはしていないところなのですけれども、2017年の委託調査において、市町村に情報管理に関するアンケート調査を行っておりまして、2017年なので少し古いデータではありますけれども、電子情報とかデータ管理に関して、情報システムというのは、人口規模が大きな自治体を中心に導入が進んでおりました。

また、その必要性を感じるといったところも、規模が大きな自治体に関しては、そのような動機もあるようですが、小さな自治体においては、電子データのデータ管理も進んでおらず、その動機もそこまで高くないというところが見えてきておりました。

山縣先生から何か。

○岡座長 もしよろしければ、調査されました山縣構成員のほうからも、この件について、何かコメントいただけますでしょうか。

○山縣構成員 山縣です。

御指摘いただきましたように、今回、私どもの研究班で調査したものは回収率が56.6%で、そのうちの95%が基本的には電子化しているという形でしたので、過大評価している可能性もあると思っております。一方で、私の周りで見ていると、ほとんどの市区町村

が電子化のところまではやっているのではないかと考えておまして、これが大きく8割とかまで下がるような印象は余りありません。一方で、市区町村間で連携できて、早期にお互いに情報を共有できるという活用に関しては、この時点では十分でなかったということがございますので、その辺りのところが今後の課題かと考えております。

以上です。

○岡座長　ありがとうございます。

渡辺構成員、いかがでしょうか。

○渡辺構成員　厚労省の方は、差異があるということが今回の調査である程度分かった段階で、自治体マターであることは十分理解しているのですが、厚労省としては、対応できていない自治体に対して何らかの支援を考えておられるかという方針をお聞きしようかなと思ったのですが、答えにくかったら答えなくても結構でございます。

以上です。

○山本課長　令和2年度の導入時に、自治体がシステムを導入する場合の経費については予算措置をしておまして、補助の対象としているところであります。ただ、御指摘のとおり、その後、導入状況などを十分把握して、できていない部分をどのように支援していくかというところについては、今後、まだ課題があるという状況かと思っておりますので、何ができるのかというところかと思っております。

あと、産後のメンタルヘルスについてですが、産後の健診についても補助の対象としておまして、そちらの健診の中で産後ケアにつなぐということを1つの補助の要件とさせていただいておりますし、自治体でも産後のメンタルヘルスの状況をかなり把握するということは進んでおまして、母子保健課の調査のほうでも、EPDS、産後のメンタルヘルスの状況について、9点以上の産婦の人数を把握しているという自治体は68.6%でございます。今回の母子健康手帳の中で、その辺りをどのように記載していくか、どのように共有していくべきものとするかというのは、今後の検討事項と考えております。

○渡辺構成員　よろしく願いいたします。

○岡座長　ありがとうございます。

大事な御指摘で、子どもの少ない市町村というのも出てきていますので、そういった行政単位がどういうふうにされるのか、本当に大きな問題かと思えます。

2番目の御指摘のほうは、今後、この会議で大事なポイントとして扱っていきたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、順番にということで、永光構成員、お願いいたします。

○永光構成員　永光と申します。日本小児科学会から参加させていただいております。

総論的なことでの質問なのですが、今回の母子健康手帳の改訂に関する検討会と、いわゆる成育基本法との関連はどのように位置づけられておられるかということ。つまり、成育基本法のほうは、妊娠期から思春期までの様々な切れ目ない支援というところで、そして令和3年2月でしたでしょうか、基本方針が閣議決定された内容の中に様々な方針が

書いてあります。例えば、乳幼児健診の回数についてとか、あるいは先ほどありました産後ケア事業のこととか、そういうものも、母子健康手帳の改訂の中に、成育基本法の理念をもし組み込めるものならば組み込んでいくことができれば理想的だなと思っておりまして、その総論と申しますか、成育基本法と今回の母子健康手帳の検討会というのがリンクしているのか、していないのかというところを御意見いただければと思っております。

以上です。

○岡座長 ありがとうございます。

山本課長でよろしいですか。お願いいたします。

○山本課長 御意見ありがとうございます。

成育基本法に基づく成育基本方針につきましても、今年度中に見直しを行う予定としておりまして、今月、協議会を行わせていただいたところであります。概念的には、成育基本法と基本方針はかなり幅広いものになっておりまして、今回、こちらから提示した資料の中でも、この「母子健康手帳、母子保健情報等の検討会」の結果を踏まえて、必要に応じ、その結果を成育基本方針のほうに盛り込むという形で提示させていただいているところでございます。

母子健康手帳、母子保健法というのは、どうしても基本的な支援のスコープが乳幼児までということに法律上なっておりますので、それ以外まで含めた、成育期間全部を含めたものとしては成育基本法という位置づけになるかと考えております。

○永光構成員 ありがとうございます。

○岡座長 ありがとうございます。

続いて、山縣構成員、お願いいたします。

○山縣構成員 ありがとうございます。2点ありがとうございます。

1点目、意見を聴く会の中でも名称の話があったと思います。子育ては父親の役割も非常に大きく、それを推進している中で、それに関わる者をどういうふうに考えるかということはあるかと思っております。実は私、2015年に母子保健法が成立してちょうど50年になったときに、母子保健法も親子保健法のような形にならないかと御相談したことがあるのですが、母子保健法そのもののの中に父親というものが全く出てこない。つまり、母性に関する法律、母性とその子どもに関する法律で、その法律に基づくものが、この母子健康手帳だとすると、そもそも法律を変えないと名前も変えられないかもしれないというのが1点あるのです。

一方で、母子保健法は母子保健法として、非常に重要な点を含んでおります。リプロダクティブ・ライツのような思想も含めて入っていると思っておりますので、少し拡大解釈して、手帳のほうだけ名前を変えていくということも、この中で議論していく必要があるかなと思いました。

それから、2点目は、検討の中に入っていますが、特別な支援を必要とする子どもたち、障害を持っていたり、慢性の疾患になるであろう病気を持っていたりする子どもたちも活

用できるような、つまり、その子たちの標準的な成長曲線とか、そういったものもそれぞれの専門家がいらっしゃると思いますので、そういうものも活用できるような形で、この母子健康手帳が拡大していくといいかなと思っております。

以上です。

○岡座長 ありがとうございます。

最初のほうについて、何か事務局のほうからございますか。

○市川課長補佐 事務局のほうでちょっと説明不足だったかと思いますが、資料2で、親子手帳という名称を使っているところもあるところです。現状、運用上であれば、親子手帳など、母子健康手帳という名前を併記する形で使っている自治体がある状況で、それに関しては問題ないという状態になっております。補足になります。

○岡座長 山縣構成員、よろしいでしょうか。

○山縣構成員 名称に関しては理解しましたが、中身に関しては父親の話が全く入っていないので、実態と名前とが伴っていないかなという気もいたしております。

以上です。

○岡座長 山本課長、お願いいたします。

○山本課長 ありがとうございます。

父親の話が全く入っていないのかという部分については、これまでの平成13年の検討会の報告書と、平成23年の検討会の報告書を参考資料でつけさせていただいていますが、父親の育児参加を健康記録、育児の指導書という中でどう促すかということはずっと論点になっておりまして、そのために父親の記載欄を設けるとか、様々な工夫がこれまでされているということは、追加で申し上げさせていただきます。

○山縣構成員 ありがとうございます。

○岡座長 ありがとうございます。

続きまして、小林構成員、お願いいたします。

○小林構成員 国立成育医療研究センターの小林です。

ちょっと不勉強なもので教えていただきたいのですが、各自治体で母子健康保健情報の電子化が比較的進んでいるという状態を説明していただきました。実際にデータを電子化して入れる際の運用形態について、ちょっと伺いたいののですが、例えばデータを入力するときの規格は、各自治体で統一されている基準があるのか。例えば、生年月日を入れるときに和暦なのか、西暦なのかとか、性別を入れるときに男・女と入れなさいという指定があるのか、1とか2というダミー変数を入れなさいといった指導がされているのかということについて教えていただければと思います。

○岡座長 お願いします。

○山本課長 ある程度細かなところまで規格が決まっていると承知しておりますが、具体的な内容は、申し訳ないですが、先生にも、一度御覧いただいて、また御意見いただければと思います。規格を示したものはございます。

○小林構成員　ありがとうございます。

恐らく、この母子健康手帳以外のところの情報をつなぐ際に、その規格をつなぐようなマスターキー、つなぎ方であったり、規格がある程度そろっていないと、情報はつながったけれども、別の解釈をされるという事態が想定されますので、制度設計のときにそこをしっかりと考えた上で電子化の方針を決めるのが必要だと思いましたので、発言させていただきました。

以上です。

○岡座長　貴重な御意見ありがとうございました。また、先生も含めて御検討いただければと思います。

続きまして、三平構成員、お願いいたします。

○三平構成員　よろしくをお願いいたします。日本小児科医会の構成員の三平と申します。

2点ほどですけれども、今日、概要の回だと思いますので、概論的な意見なのですけれども、まず1つ目です。資料2に提示していただきました、母子健康手帳の見直しに関する主な論点（案）の3つ目のポツで、多胎児、低出生体重児、障害のある子ども、外国人家庭等、ここに「等」と入っているのですけれども、多様性に配慮した情報提供の在り方について、どう考えていくかというところの「等」というところは、具体的にどういうものがあるのかということを、今後リストアップする、整理する時間というのがあるといいのではないかと思います。

例えば、ひとり親に対して、どういうふうに配慮するか。あるいは、一見、普通に健康なお子さんが生まれたとしましても、そこのお兄さん、お姉さんに病気であるとか障害がある場合、きょうだいの方はいろいろな意味で苦勞していくということはかなり分かっておりますので、そういった配慮などについてなど、ひとり親のこと、きょうだいのこと以外にも、ほかにもいろいろな多様性があるかと思いますので、どのような多様性があるのかということを一度整理する時間があるといいのではないかと思います。

もう一つの点ですけれども、先ほど渡辺先生からも御意見いただいたと思うのですけれども、保護者の方に関する出産後の支援あるいは子育て支援ということに関しまして、それをどういうふうに母子健康手帳に反映させていくかということに関しましては、日本小児科医会のほうでも結構考えております。

子どもの健診の間診欄があるのですけれども、そこに保護者の方がどうであるのかということを伺うという質問を入れることによって、例えば子どもの健診の場面において、子どもの健康・心身のことだけでなく、保護者の方の心身の問題がないかどうかということ子どものかかりつけ医が把握して、必要に応じて、産婦人科の先生あるいは精神科の先生、内科の先生につなげていく、あるいは市町村の公的な支援につなげていくという機能を、子どものかかりつけ医が行っていくというやり方もあると思いますので、健診の間診欄のところを、保護者のことについても、例えば睡眠のこととか食事のことなどに関しても聞くという工夫もできるのではないかと考えております。

すみません、コメントでございます。以上です。よろしくお願いします。

○岡座長 貴重な御意見ありがとうございます。

最初のほうの外国人家庭等というところで、何か事務局のほうで考えているものはありますか。特になければ、次回、またそれを整理させていただければと思います。ありがとうございます。

そうしましたら、鈴木構成員、お願いいたします。

○鈴木構成員 日本産婦人科医会のほうから推薦いただきました、日本医大の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

私は、今までの先生方とかなり重複しているわけですが、まず1つは、電子化という問題で、日本の場合、半分近くの方が里帰り分娩を行っていますので、市区町村間で情報の共有というのをしっかりしていく必要があります。市区町村でそれぞれのモデルを使っていきますと、どうしても里帰りのときなどに不自由するのではないかと考えておりますので、できましたら国のほうでモデルを考えていただきたいというのがまず1つあります。

もう一つは、子どもの多様化に配慮して、いろいろと改正することにつきましては、非常にありがたく、期待しているところですが、先ほどありましたように、お父様の子育てへの参加というのは非常に重要なことですが、三平構成員からもありましたけれども、ひとり親とかお父さんがいない家庭もございますので、そのところに配慮したような形の表現に変えていただいて、お父様の欄などをつくっていただければと思います。

以上でございます。

○岡座長 ありがとうございます。

里帰り分娩等も考えた、自治体間で共有できるシステム。それと、ひとり親の家庭の問題に配慮した記載ということで、その辺りは本当に必要なことだと思いますけれども、事務局はよろしいですか。では、その御意見を次回、また参考にさせていただいて、具体的な改訂につなげたいと思います。

○鈴木構成員 ありがとうございます。

○岡座長 ありがとうございます。

続きまして、中山構成員、お願いいたします。

○中山構成員 よろしくお願いいたします。

私は、国立から移ってきて同志社女子大学という女子大学で教鞭を取りまして、大分長くここで働いておりまして、2005年ぐらいから家族社会論という授業で、そこで母子健康手帳の分析というものをに入れてきております。大変に楽しい授業で、未来の母子健康手帳ユーザーをたくさんそこで見てまいりました。だから、高学歴ということはありませんけれども、大学卒業ということはありませんけれども、自分の手帳の分析、仲間の分析というものをして、彼女たちはいろいろな考え方を示しております。そんなことも踏まえて、検討

会の前の会に参加させていただきまして、すごく勉強になりました。そのことを併せて、今、先生方から出た御意見も混ぜ混ぜしながら、思うところを申し上げたいと思います。

電子化に関してですけれども、学生たちはこれが当たり前です。この2年間で、すっかりスマホがなければ生きていけない。それは、スマホ自体が、大学の勉強や、あらゆることに必要不可欠になっています。ですから、学歴の問題というか、組織の問題もありますけれども、スマホから電子化していくということは前向きに考えないと、彼女たちは情報を取らないだろうという心配さえあります。そのときに、先ほど自治体の発信ということがありましたけれども、自治体の発信と国の発信と、どの程度分け分けした形で発信していくのか。そこを勘案しながら、スマホ、電子化は必須アイテムだと私は思っております。

前の会のときに、コンゴだったでしょうか、アフリカの事例が出ましたが、アフリカのある国が徹底的に電子化されているというので、びっくりしてしつこく質問したことを記憶しておりますけれども、そんな事例も伺いました。

その次に、名称について、山縣先生がとても素敵なおっしゃってくださいましたけれども、もう母子じゃないと思います。母子保健法というのは、私もその辺の歴史をかなり勉強しましたがけれども、児童福祉法をのれん分けした形でつくられて、そして児童福祉法を横にした後にちょっとずつ質を上げていったという経緯がありますので、名称は母子ではございますけれども、健康手帳としては親子手帳と、あるいはもっと言うなら親子健康権利手帳ぐらいまで言っているのではないかと。まさにさっきのリプロ・ライツの関係で、そんなふうにも思って、前の会では提案させていただいておりますので、ぜひここでもそういったことを検討のよすがにいただければうれしいなと思います。

もう一点、べらべらしゃべってすみません。産後ケアのことを渡辺先生がおっしゃってくださいましたけれども、産んだ後の女たちについて、今の母子健康手帳は体重と歯しかないので。歯の健康記載欄が1回、体重が1回かな。だから、産んだ後は子、子手帳なのです。だから、ぜひそこを山縣先生が御心配になるように、産後ケアの注目も引くくめて、鬱とか自死とか、いっぱい出ていますから、新しく、厚くならない程度に組み込むのがいいなと思っております。

先生方の御意見を受けて、大まかには3つほど、長々意見を言わせていただきました。よろしくお願いします。以上です。

○岡座長　ありがとうございます。

前回の検討会の議論も踏まえて御意見いただいたかと思っておりますけれども、特によろしいですか。

そうしましたら、末松構成員、お願いいたします。

○末松構成員　ありがとうございます。三重県鈴鹿市の市長をしております末松でございます。自治体の立場から少しお話しをさせていただければと思っております。

災害といったことが心配される中で、母子手帳の電子化というのは非常に推奨されるべきだと考えておりますし、今の時代の流れに沿った中では、電子化していくという必要性

は自治体としても感じております。

先ほど来、皆様方から御意見がございましたように、できれば全国どこでも使える共通のツールにぜひしていただきたいと思っております。本市の場合でいきますと、転入転出が非常に多いこともございますし、先ほどの里帰り出産のお話もございました。そういった中でいきますと、市内だけで完結できないですし、そういったお母さんたちが使いやすいということでいけば、自治体側もどうしてもそういった情報を共有していかなければなりませんので、ぜひとも共通で使えるツール、同様のアプリなどでお示しいただけると大変ありがたいなと思っております。

それから、現在、三重県は29市町あるのですが、その中で3市が電子母子手帳アプリを導入しております。たまたま3つとも同じアプリを使用しておりますが、これは地域情報発信をする機能があるものを導入されております。今、いろいろなアプリがいろいろなところから推奨されておりますので、実際に導入するときにどれを使えばいいかということも迷いがありますので、先ほど申し上げたようなことを御検討いただく中で、少なくとも説明いただいた部分のところでは、共通になるものをぜひお示しいただきたいと思います。

それから、電子化するに当たっては、本市、外国人の子どもさんたちも非常に多くおまして、先ほどの論点の中にもありましたけれども、外国人の御家庭にも、こういった電子化をしていくのであれば、ある一定程度のものを用意いただかなければならないなと思っています。割合でいきますと、今、本市は1400人程度、1年間に子どもが生まれておりますが、その約6%が外国人の子どもさんたちであります。外国語も、英語、中国語から始まりまして、スペイン、ポルトガル、ベトナム、タガログ、いろいろな言葉がありまして、それについて、それに対応した母子手帳、母子健康手帳を交付させていただいております。こういったところも電子化するに当たっては、言語の部分について十分に考えていただく中で検討いただきたいと思っております。

それから、電子化を進めていくので、電子である一方で、必要最低限、紙ベースでも残しておかなければならないと思っております。健診に来ていただいたり、あるいはハイリスクのお母さんたち。救急のときにスマホを持っていらっしゃるお母さん方ならいいのですが、ロックを解除するとか、いろいろな個人情報の部分で、見たい情報がスマホの中でどうしても見られない場合が時としてあります。そういったときのために、紙媒体の部分も一部残していただきたいというのが、行政側としてはそういうところを考えております。

かなりデリケートな情報をたくさん登録しておりますので、厳重にセキュリティーの管理もしていかなければならないと思っておりますが、そういったところも、ぜひ今後の議論の中でしっかりとさせていただければ大変ありがたいなと思っております。

名称については、いろいろな御意見があるかと思っておりますが、本市の場合、父子手帳という、お父さんの育児参加を推奨しましょうというのも作らせていただいております。それについては、66%ぐらいの方が年間、もらっていただいているという状況でござ

います。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○岡座長 ありがとうございます。

鈴鹿市の状況も含めて御意見を頂戴したかと思えますけれども、山本課長、お願いいたします。

○山本課長 いろいろ御意見いただきまして、ありがとうございます。

電子化についても、この10年、20年の間でもずっといろいろな議論はされていますし、さらにこの10年の間で、かなりいろいろな技術が進んだ部分というのは、御指摘のとおりだと思っております。電子化というときに、誰が入力するのか。そして、どこまで共有するのかという部分は、かなり難しいですし、現状は、先ほど御説明させていただきました資料1にあります、標準的に電子化すべき項目の入力の進展具合、そして、それを情報連携している状況というのは、半分程度という状況でございます。

まずは、電子的に記録していく情報をどう増やしていくのか、どこまで増やしていくのか。そして、どうやってその電子化するのを支援していくのかという問題と、かつ、母子健康手帳そのものを電子的に、現状、情報がかなり限られている中で、電子化について、どう考えるかという論点が様々なフェーズであるかと思っておりますので、そこは次の検討会の際には、どの話をしているのかというのがもう少し分かるようにお示しさせていただきたいと思っております。

○岡座長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

そうしましたら、濱田構成員、お願いいたします。

○濱田構成員 皆さん、こんにちは。私は、日本看護協会のほうから保健師職能委員ということで推薦いただきました。よろしくお願いいたします。

私は、兵庫県の県型の保健所の保健師ですが、この検討会が開催されるに当たりまして、市の保健師さんたちから情報を少し入手させていただきました。現状ということであれば、今回の論点でもあります母子健康手帳という名称につきましても、親子手帳という名称で、少し幅を広げたほうが現実的ではないかという意見もいただいております。

あと、先ほど先生方も言われておりましたように、産後ケアでは、精神面で非常に不安定なお母さん方が、支援をする側でも非常に問題がありますので、この母子手帳の中で精神的な不安を訴える親に対する情報というところを、エジンバラなどのツール情報が何とか入らないのかなという意見もいただいております。

それから、母子手帳の活用については、今、若いお母さん方につきましては、非常にスマホを活用されているということと。書くことが非常に苦手になっていらっしゃるということで、母子健康手帳の利用状況を見ても、書いている人は非常に細かく書いていらっしゃるのですけれども、全く白紙、記録が苦手な方というのが現在増えています。スマホでは簡単に情報が取れることや、スマホへの入力というのは、私たちより格段、若いお母さんたちは速いので、電子化の活用が推進されるのではないかという意見をいただい

おりました。

あと、前任の保健所のときに、外国人の家庭が非常に増えており、ある市によりますと、技能実習生が非常に多く住んでいるところだと、出産の約2割が外国人の家庭であるということがありましたので、市町村としては、外国人への情報の提供の仕方とかに非常に苦慮されているという実態がありますので、この電子化という議論の中で、外国人の多様性というところも含めて御議論いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○岡座長 ありがとうございます。

いろいろな御意見をまとめていただいて、御報告いただいたかと思えますけれども、よろしいですか。ありがとうございます。

続きまして、中山構成員、お願いいたします。

○中山構成員 二度目で申し訳ありません。簡単に付け足しです。

今のスマホのお話続きで、末松構成員さんが両方でおっしゃいました。それで、山本課長さんも、その辺は非常に難しいけれどもとおっしゃっています。学生たちは両方好きです。つまり、手帳を持ちたいのです。手帳がとても好きで、小さくて便利な手帳。だから、私は親子健康手帳がいいなと思うのですが、手帳が一方にあって、そして電子化できて、受発信じゃなくて取る情報もスマホで物すごく速いですから、電子化できるものについてはどんどん電子化してしまって、スリム化された大事な親子系の手帳というものは残していくというか、それがいいのではないかという両刀遣いを進めたいなど、学生たちを見ていて思います。

以上です。二度ですみません。

○岡座長 ありがとうございます。よろしいですか。

続いて、伊藤構成員、お願いいたします。

○伊藤構成員 こんにちは。全国町村会からの推薦で、本当に小さな町ですが、岐阜県の輪之内町から参加させていただきました。よろしくお願いします。

今の電子化のことですが、輪之内町は1万人足らずの町でございます。けれども、令和2年に国の補助金が出ましたので、健診結果などを最低限電子化させていただいております。また、町で「母子モ」という子育てアプリを利用させていただいて、予防接種や健診を含めた子育て関係について、発信をさせていただいております。

あと、健康手帳の中身のことですが、先ほど鈴木先生から御発言がありました、ひとり親などの方に配慮してほしいということで御意見があったと思うのですが、その中身のことについて、ちょっとよろしいでしょうか。

例えば、健康手帳の4ページから「妊婦自身の記録」ということで、「ご自身の体調や妊婦健康診査の際に尋ねたいこと、赤ちゃんを迎える両親の気持ちなどを書き留めておきましょう。」という欄があるのですが、こちらの両親の気持ちを書き留めておきま

しょうというところは、「両親」という言葉でなくてもいいのではないかという感じがします。家族にいろいろなスタイルがある中で、両親という言葉をややつけなくても、赤ちゃんを迎える気持ちなどを書き留めておきましょうでもいいのではないかと考えております。

あと、「保護者の記録」の中で、28ページから順番に、1歳とか2歳というところも、「両親から1歳の誕生日のメッセージを記入しましょう。」と記載があるのですけれども、ここの「両親から」というところは、言葉は配慮していただいたほうがいいと思います。そこを取って、1歳の誕生日のメッセージを記入しましょうでもいいと考えております。

あと、産後ケアについてですが、子どもの健診とかの間診の中では、お母さんの気持ちを大切に、そのようなケアはしております。

参考までにお話しさせていただきました。以上です。

○岡座長 ありがとうございます。

貴重な、現場に即した御意見だったかと思えますけれども、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

そのほか、御発言いただいていない構成員の方がもしいらっしゃいましたら、ぜひよろしく願いいたします。

石田構成員、お願いいたします。

○石田構成員 よろしく願いいたします。全国保健師長から推薦されまして参加させていただいております、東京都府中市の子ども家庭支援課の保健師です。私の現場では、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点と母子保健事業、子育てサービス事業と、幅広いところを担っている課になります。現場の意見をお伝えできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、先ほど来、先生方の御意見にも出ているところで、重なるところがございますが、3点ほど、こちらのほうでお伝えできればと思います。今、母子保健については、産後鬱とか児童虐待の予防と対応するという事で、役割がかなり強化されていると思います。それと、今の母子手帳を比べますと、記録が不足しているだろうという形で考えております。精神的なところになるのですけれども、妊娠届のところから、精神的なもの、あと養育力、養育環境というものをアセスメントしますし、病院のほうでも、その点を皆さん、力を入れてやっていただいていると思います。

ただ、私たちが判断するものも、こちらに転記するのはなかなか難しいかと思えますので、産後のお母さんの精神状態を書くところはあったのですけれども、妊娠の経過のところを書くのは難しいと思うのですけれども、定期健診のところ、主観的な健康感でもいいのですけれども、今、健康、あと、精神的には眠れているのかとか、ちょっと項目立てて、丸をするか、当てはまる項目の番号を入れるという形で、経過を追えるような形にしておいていただくと、一貫した経過健康記録というところで、保健指導とか健診にかなり役に立つかなと思えますので、妊娠期からそういうところを入れていただけるとありがた

いかなと思っております。

あと、本年度からオンラインの相談を事業者に委託して導入することにしたのですけれども、その中で、プッシュ型ということで、出産を把握した場合は定期的にEPDSのほうを配信いたしまして、リスクが高い方には注意喚起とか、こうなったら受診とか相談してくださいという勧奨をするような機能をつけたものを導入する予定になっております。こちらのほうの自治体とか関係機関のほうで産後のメンタルを支えているものと、今度、母子保健ツールでそういう形を取り入れるところで、どのようにリンクさせていくかというところは、今年度、当課の課題となっているのですけれども、導入して、産後のお母さんたちの精神的なものを支えていきたいと思っています。

あとは、こちらのほうで虐待対応をしているところもあるので、養育環境を記載できる欄があるとありがたいかなと思います。これは、副読本とか別のツールとか、事業者さんのほうでは、出産の準備ということで、ほかの紙ではやっているかと思うのですけれども、中に入ると、よりよいサービスとかニーズに合ったものが相談対応できるかなと感じております。

2点目は、養育者の状況の変化ということで、お父様のことが記載できるというかなと思っております。前と比べますと、両親学校への参加率はいいですし、健診にも1人で連れてくるお父さんということで、養育者の当事者になっていらっしゃる方もいらっしゃいますので、お母さんと同様に、育児休暇を取られる方も増えていると思います。同様に、お父様の健康状態とか、職業欄でどのような形態で働いているかというところもあると、今後、お母さんとお父さんがどのようにお子さんを育てていくかという話し合いになると思います。ひとり親の方への配慮は必要かと思いますが、その点も掲載していただけたらいいかなと思っています。

3点目は、視点がずれてしまうのかもしれませんが、多様な出産というところに入るのかと思うのですけれども、私たち、妊娠届のところからしか関われないのですけれども、若年の妊娠とか望まない妊娠というところも課題があります。ここをどうしていったらいいかということで、性教育にも力を入れているのですけれども、なかなか進まないというところもございます。

母子健康手帳は、後ろに予防接種の記録ということで、HPVワクチンは高校1年生相当まで書く。あと、インフルエンザの予防接種も設けていただけるというところで、もうちょっとお子さんも使えるような手帳にならないかなと思っているのですけれども、小学校高学年ぐらいになったら、一緒に自分の記録を書くとか、そのようなものができるというかなと思っているのですが、これは効果があるとか、その辺の検証がないものですから。お子さんも母子手帳は知っています。認知度はすごくあります。ただ、使っているか、それで実際の行動が変化していくというところも必要かなと思っています。ただ、アプリが出るようになると、お子さんのほうも自分のものとして使っていくような形ができるかと思っていますので、そんな視点もあるといいかなと考えました。

以上でございます。ありがとうございました。

○岡座長　ありがとうございます。

行政の実際に行っていただいているサービスと関係づけた、いろいろな御指摘をいただいたかと思います。

山本課長、お願いいたします。

○山本課長　今、石田構成員からいただいた御意見に関連して、ちょっと石田構成員に御質問させていただいてもよろしいでしょうか。母子保健に関する近年の制度改正等のところでもお示しさせていただいておりますが、平成27年に乳幼児に対する健康診査についてというのを改正いたしまして、乳幼児健診で行われる問診の項目をお示しさせていただいております。その結果につきましては、参考資料7にございますが、全国の市町村に御協力いただきまして、問診結果も実際に取りまとめて集計させていただいているところであります。

この問診表は、健やか親子の議論も踏まえまして作成したものでございますが、この全国共通問診票について、何か今、実際に使用されている中で感じていらっしゃる事とか、これ自身は役に立っているのかどうかというところも含めて教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○岡座長　石田構成員、よろしいですか。

○石田構成員　こちらの問診は、もちろん役に立っておりますけれども、育児の不安ですとか、もう少し追加したいものは追加して、別でアンケートを取っているような形になります。もちろん役立たせていただいて、健診のほうの個別指導とかに使わせていただいているような形になります。そんな形でよろしいでしょうか。

○山本課長　ありがとうございます。

育児不安とかの項目がもうちょっとあればいいということですかね。ありがとうございます。

○岡座長　ありがとうございます。

三平構成員、お願いします。

○三平構成員　日本小児科医会推薦の三平と申します。

今、石田構成員から、いわゆる学童期のお子さんが手帳に自分の健康のことを気に留めて記入するなどして、お子さんも参加していくという観点で、学童期以降のことも載せるのはどうかということなのかなと思ったのですが、それに関しまして情報提供でございますけれども、日本小児科医会のほうでは、学童期及び思春期についても、例えば健康診査ということが将来的にはできるといいのではないかとということで、問診票というものを既に作成しておりまして、昨年完成させたのですが、そういう取組、準備はしているところでございます。

あと、小児科学会の永光先生がもしかしたらお詳しいのではないかなと思うのですが、AMEDあるいは厚生労働科学研究のほうでも、学童期及び思春期の健康診査に関して研

究がされていると思います。母子手帳というのは母子保健法でやっているの、母子保健法は乳幼児期で終わってしまうので、話はちょっとそぐわないかもしれないのですが、親子の健康に関する手帳という観点では、幼児期で終わってしまうということはどうなのか。あるいは、それプラス、学童期・思春期の子どもに関しても、何らかの手帳なり、内容があってもいいのではないかとということも、今後、検討課題ということにさせていただくのはどうかということも考えてはおります。

コメントでございます。ありがとうございます。

○岡座長 貴重なコメント、ありがとうございます。

山縣構成員、お願いいたします。

○山縣構成員 追加です。

今、三平先生が言われたことは私もすごく感じておりまして、法律に基づくもので、学童期前までの手帳なのかもしれないのですが、その法律を離れて、子どもたちの支援という視点から、この手帳を考えるということがもし今回できるのであれば、もう少し長く続けていくことを検討する必要があるかなと思っております。

もう一つが、課長からも御紹介ありましたが、電子化の話が2000年から実際に始まって、ほとんどのところで入力してもらっていると思うのですが、母子健康手帳の電子化を考えたときに、入力の話がさっき出ましたが、要するに、日本は電子化しているけれども、デジタル化ができていないという言い方をよくされます。つまり、紙ベースのものが電子化されているけれども、それが連携して活用できていないという意味で、デジタル化ができていないということなので、1回入力したものがちゃんと活用できるような形でいくことができればと思っております。

そういう意味では、乳幼児健診の電子化が進んでいるところの中で、電子母子健康手帳というものに、ユーザー側が市町村に電子的な情報を提供してもらえて突合できれば、入力を改めてする必要はないわけですし、そういうことを今回考えていくことで、電子化した場合に利活用が進んでいくと思いますので、それも検討課題かなと思っております。

以上です。

○岡座長 ありがとうございます。

そのほか、御発言いただいていない構成員の先生で、御発言いただける先生がいらっしゃいましたら。あるいは、参考人として御参加いただいております先生からも、もし追加の御発言ございましたら、お願いいたします。

中島参考人、よろしいですか。

○中島参考人 発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。私は、多分、今回だけの参加になると思いますので、私の考えを再度お話しさせていただければと思います。

私は昭和の人間で、令和の時代に合う母子健康手帳制度に関してコメントするのはいかがかとは思いつつも、名称のことだけお話しさせていただきたいと思います。先ほど、分かりにくい説明で申し訳ございませんでしたけれども、母子健康手帳は、ライフステージ

の中で、特に健康リスクが高い妊産期と乳幼児期にある者の健康の支援を目的とする行政制度だと考えています。

失礼な言い方になりますが、父親は、医学的に言えば妊娠・出産はしませんし、乳幼児のように機能的に未熟という状態でもありません。育児は、保護者が一義的責任を負うのだというのは、児童福祉関係の基本的な法律や児童福祉法等々、様々なところで記載されています。母子保健法においても、母子保健の理念のところで、保護者は、みずからすすんで、乳幼児の健康の保持増進に努めなければならないと規定されています。父親が育児を一緒にしていくというのは当たり前だと思っています。手帳制度でも父親と一緒に育児を行うことを支援するための工夫は一定されています。一方、先ほど鈴鹿市の市長様がおっしゃっていただきましたが、多くの自治体が父子手帳というものを作成配布し、父親の育児参画を促すということはしておられると思います。母子健康手帳というツールにどこまでの機能を盛り込むのかということに関して、できるだけ分かりやすいような形で整理されていくことが望ましいのではないかと考えます。

以上です。ありがとうございました。

○岡座長　ありがとうございました。

御発言いただいている構成員の方、まだいらっしゃいますけれども、何かコメントいただけると助かりますが、三浦構成員、お願いいたします。

○三浦構成員　産婦人科学会推薦の三浦でございます。

途中から参加させていただきましたので、重複するかもしれませんが、私の考えとしても、電子化というものは、災害時の対応とかを含めましても必要だと考えております。その際に、電子化できるものと、手帳として活用したほうがいいものをしっかり整理しておく必要があると思っております。手帳は手帳のすごくいいところがあるのではないかと考えていまして、成長してから両親が大切に育ててくれたということは、手帳を通じて私も感じる部分がありますので、そういったものは日本の制度の貴重なものとして残すべきじゃないかと思っています。

一方で、電子化を進めるに当たって、私たちが産婦人科の診療をするに当たって、多胎の問題とか虐待の問題とか精神疾患のある妊婦さんとか、そういったところに対して、どういうふうに情報を発信するかということが1つ、電子化したときにアクセスしやすい環境を構築できるのではないかと考えております。最近の方は、QRコードとか、そういったものを使ってアクセスするということを非常に得意としておりますので、そういうものを電子化の中にしっかり入れて、手帳と連携するような形で作っていくと、親子の健康により役立つのではないかと思います。

また、父親の育休というのも制度化されましたので、父親が参加できるようなものをしっかり作り込んでいくということも必要だと考えております。

現時点での私の意見を述べさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○岡座長　ありがとうございました。

小林構成員、お願いいたします。

○小林構成員 ちょっと追加で情報共有させていただければと思うのですが、たまたま画面の左側にYahoo!を開いていたら、トップのところに、骨太の方針に医療情報デジタル化で共有プラットフォームを創設という、まさに健診情報を一元化しようという方針が本日報道されているようですので、今回の母子健康保健手帳に関しても、かなり絡んでくる内容だと思いますので、そういった点も次回の検討会に向けて何らかの考え方をまとめておくほうがよいのかなということを感じました。

これは情報共有です。以上です。

○岡座長 ありがとうございます。

鈴木構成員、お願いいたします。

○鈴木構成員 二度目で申し訳ございません。

日本産婦人科医会の鈴木でございます。ジレンマになるわけですが、メンタルヘルスケアの重要性や、父親の育児の重要性、そして気持ちの変化の記録の重要性はもちろんあるのですが、先ほど三浦先生がおっしゃったこととも少し重なるのですが、最近、妊婦様は、健診に自分が生まれたときの母子手帳を持ってこられるのです。私たちが、例えばワクチンなどの問診をしたときなどに、自分の生まれた時の母子手帳を取り出して開きます。

ですから、最終的には母子手帳は子どもさんが持つことを意識した表現を考えていただきたいのです。そうすると、どこまで詳しく書くかに関しましてジレンマが生じてしまって、書く内容が詳しいにこしたことはないのですが、余り詳しく書くと、その子どもさんがどういうふうに思われるのだろうかというのを考えてしまうわけです。そういう気持ちを持ちながら参加させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○岡座長 ありがとうございます。

母子手帳、小児科医の立場で言うと、ネガティブなことは非常に書きにくいというところがあります。懸念があっても、お母さん頑張ってくださいといったコメントを書くという形にどうしてもなってしまうところがありますので、またその辺りも含めて御考慮いただければと思います。

中山構成員、ありがとうございます。お願いします。

○中山構成員 先生方のお話を聞いていると、学生たちが言ったことや、友人に保健師さんや助産師さんや母子保健の研究者が多いので、次々といろいろな声が沸いてきます。

今、鈴木先生がおっしゃった、母子健康手帳をどうするかというときに、私は授業で、例えば50人の受講生がいて、自分の母子健康手帳を持ってこられる人は持ってきてね。絶対に無理しちゃ駄目よと言いますと、地方から来る学生さんもいますけれども、3分の1ぐらいしか持ってきません。もう3分の1は、親が渡さないということを言います。それは当然だと私は言ってあげて、あれは親のトップシークレットの手帳なのだから、親が死

ぬ前に自分はどうかということはあるけれども、あなたに見せないということも当たり前です。それから、見せてくれる学生は、いっぱい書いているとか、あなたは全然書いていないとか、親の記録比較をしてキャーキャーやっています。

それは、もちろん教員としてフォローアップしますけれども、非常に個人的な手帳であるということを意識して改正していくということが、鈴木先生のおっしゃるとおり、重要だなと思います。

それで、もう一つ別の点ですけれども、この会議に臨むに当たって、母子健康手帳をどういうふうに改正したらいいか、部分部分をどんどん書いてお送りするというのが御指示であったと思います。その細かな点検や何かについては、私は随分細かくさせていただいたわけですが、ざっくり言うと、すごく追い詰められる記述が多い。妊婦のほうか、あるいは女性のほうか、できますかとか、不安をあおられる記述がとても多いので、もっとうれしい気持ちを書けるような、あるいはうれしくなかったら、うれしくない気持ちを書けるようないざないの言語というのがいいかと、いっぱい赤を入れました。先生方も赤をお入れになったと思うのですが、その辺のかなり具体的な検討は3回目ぐらいになるのでしょうか、そこを確認したいです。

いろいろ申し上げました。以上です。

○岡座長 ただいまの点について、事務局のほうはいかがですか。

○市川課長補佐 事務局です。

5月に各先生方に細かく見ていただいた資料なのですが、今回はまずは総論ということで、出させていただいていないのですが、2回目のときに論点をまとめて、またお出しできればと考えております。

○山本課長 いただいた意見を細かく文言を一つ一つというよりは、今、御指摘いただいたような、できる、できないみたいな記載についてどのような方向性で見直すかについて次は御意見いただいて、その上で夏までの間に大きな方向性を報告書のような中間まとめのような形でまとめていただいて、その上で省令改正などに進められればと思っております。

○岡座長 貴重な御意見ありがとうございます。

今の点は、小児科医的に言うと難しいところがありまして、そういった御意見があると事前に伺って、ああ、そうかと思った一方で、赤ちゃんの問題の早期発見という意味で、あそこの記載を結構頼りにしております。母子健康手帳の記載が親御さんの気づきにつながるという意味で、私ども、十分にフォローしながらやっているところがあるのですけれども、その辺りのいろいろな見方があるのだなということを私も勉強させていただきました。次回、また少し論点を整理させていただければと思います。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。本当にいろいろな御意見をいただけて、今日は整理することが目的ではございませんので、意見を頂戴できればということですが、よろしいですか。電子化1つについても本当にいろいろな視点がありますので、どういうふうに

整理できるかというのは難しい点もあるかと思います。ただ、こういったことが望ましい、こういったことが必要だという御意見を基にやっていく必要がありますので、こういった御意見は非常に貴重かと思っております。

永光先生、どうぞ。

○永光構成員 すみません。

電子化というのは、本当に避けられないなと感じております。ただ、いろいろ作っていく上で一番大切なのは、誰を対象にしたものかと申しますか、例えば教科書やホームページを作るときも、誰に見ていただきたいのかということが恐らく一番大切になってくるところで、電子化することによって、そういうデータをデジタル化して集約化しやすいという行政的なメリットがあると思いますけれども、一方で親御さんたちにどういうメリットがあるのかという、ユーザー目線に立って構築していくことも結構大切なのかなと、ちょっとお話を聞きながら思った次第であります。

電子化ということで、いろいろな情報を多分搭載できると思うのですが、逆に情報量が多かったら、一体何なのだろうという形で混乱することもあるのかなと思いました。今の紙媒体の母子手帳は、これは行政さんも、医療機関も、親御さんも、皆さんが同じ視線で見えていくことができるというところで、すごくいいところがあって、それを電子に切り替えていくというのは結構大変な作業だけれども、やっていかななくてはいけない。ただし、目的が何であるかということを確認しておいたほうがクリアになるのかなと思いました。

以上です。

○岡座長 ありがとうございます。

そうしましたら、三平構成員、お願いします。

○三平構成員 たびたびすみません。日本小児科医会推薦の三平と申します。

今回の検討会と若干それると思うので、申し訳ないのですが、省令様式の主な見直しということなのではけれども、一方で、任意様式が時々改訂されていると思うのですが、実はこの任意様式の改訂のプロセスというのが、ちょっとはっきりしないのではないかと思います。いつの間にか変わっている。どこで検討して、どういう形で決定されて、任意様式というのでできているのかというのが、正直、ちょっと不明確な感じがしたので、その辺がどうなっているかということを知りたいと思いました。

ちょっと今回とは関係ないので申し訳ないのですが、任意様式の内容を決める仕組みというのがもしあるのであれば、定期的に、例えば小児科医会のほうからも、省令様式じゃなくて任意様式に関すること、意見を形成して提案することもできるのではないかなと思いましたので、それると思うのですが、質問というか、コメントというか、すみませんでした。

○市川課長補佐 ありがとうございます。

任意様式に関しては、毎年少しずつマイナーチェンジという形を取っております。プロ

セスに関しては、関係各課から意見をいただいて、パブコメをして、それで12月、年末辺りに、この任意様式、かなりページ数が限られているので、何とか入れ込むという形を取っております。なので、QRコードとかホームページのリンクなどを随時貼って対応しているという状況になります。

○山本課長 訂正いたしますけれども、省令様式ではないので課長通知になりますので、パブコメは行っていません。今回も任意様式の在り方については1つの論点と考えております。分量がかなり増えている中で、さらに電子化できる、最も電子化していくことが可能な部分と考えております。ただ、分野も広いのでどこまでできるのかという問題もあるかと思えますし、緊急情報など、紙で残すべき情報というものもあるのではないかなと考えています。

○岡座長 ありがとうございます。

大体よろしいでしょうか。本当にいろいろな貴重な御意見をいただきましたので、それを基に、次回、また御議論していただければと思います。

母子手帳、本当に大事でその大事な母子手帳をどうするかという非常に貴重な、大事な仕事ですので、引き続き皆様の御協力をいただければと思います。本日御議論いただいた内容を事務局で論点を整理させていただいていくことになるかと思えます。

それでは、最後に何か事務局のほうからございますか。

○市川課長補佐 第2回の検討会につきましては、詳細が決まり次第、改めて御連絡いたします。

事務局からは以上になります。

○岡座長 それでは、どうもありがとうございました。本日の検討会はこれで終了させていただきます。構成員の皆様、長時間にわたり、誠にありがとうございました。